

はじめに

1 趣旨

我が国における労働災害による死傷者数は、長期的には減少傾向にあるが、サービス経済化の進展等に伴い、全産業の死傷者数に占める成長産業（近年の著しい発展が見られる第三次産業）の割合は年々増加し、また、他の産業の死傷者数が減少している中で成長産業では増加していることもあり、早急に労働災害防止対策の促進を図る必要がある。

このような背景を踏まえ、成長産業の一つである産業廃棄物処理業における労働災害の減少を図るため、当該業界団体である（社）全国産業廃棄物連合会における安全衛生活動への取り組みのための基盤を整備し、もって産業廃棄物処理を行う事業場の自主的な安全衛生活動の促進に資することを目的とする。

2 安全衛生規程の使用方法

安全衛生活動については、従来業界全体として取り組んできているが、これを機に、成長産業のモデル業界として安全衛生活動の基盤を整備するため「産業廃棄物処理業における安全衛生規程及び解説」を作成し、業界としての安全衛生活動の促進に資することにした。

安全衛生規程・解説は、労働安全衛生法を基本に、産業廃棄物処理業界の共通的な事項と個別的な事項について規程し、その解説を加えたものである。

実際の使用にあたっては、「安全衛生チェックリスト」と併用し、自己診断を行い現状認識を高めることが重要である。そして、問題点、課題等を整理し安全衛生管理計画を作成し管理のサイクル、即ち、計画（P）、実行（D）、評価（C）、改善（A）のサイクルを回すことが重要であり、それが安全衛生体制の確立につながる。

第1章 総則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、産業廃棄物処理業の事業者（以下「事業者」という。）が労働災害の防止及び労働者の健康の保持増進に寄与するために実施する事項を定め、もって職場における安全と健康の確保、快適な職場環境の推進に資することを目的とする。

解説：

- 1 「事業者」とは「事業」の経営主体を表わす労働安全衛生法上の概念であり、具体的には、法人、個人事業者のことです。
- 2 また、「労働災害」とは、労働者の業務に起因したいわゆる業務上の負傷、疾病、死亡をいい、使用した機械設備に起因するのか労働者の作業行為に起因するかは、必ずしも条件とはなりません。
- 3 目的を達成するためには、労働災害防止のための基準の確立や安全衛生管理体制の明確化並びに自主的な取り組みが必須となります。

(遵守義務)

第2条 事業者は、この規程を遵守し、労働災害の防止及び労働者の健康の保持増進に努めなければならない。

解説：

- 1 労働安全衛生法では、個々の条文において、「事業者は……しなければならない（してはならない）」とされています。しかし、同法第122条に、いわゆる「両罰規定」を置いていることから、実際の行為者（何らかの権限が与えられ、災害防止のための措置を行うべき従業員）も罰せられることとなります。
したがって、実際には、個々の条文は、「事業者又は事業者から災害防止のために何らかの権限を与えられた従業員は……しなければならない（してはならない）」と読み替える必要があります。
- 2 労働者は、事業者が講じる労働者の危険防止及び健康障害を防止するための措置に応じて、必要な事項を守る必要があります。

(安全衛生方針の表明)

第3条 事業者は、安全衛生方針を表明し、これを事業場に掲示する等の方法で労働者に周知しなければならない。

解説：

- 1 職場における安全衛生対策を効果的に進めるためには、労働者の協力が不可